

仙台市人材育成基本方針の改定について

1 これまでの経過

- ・職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の基本的な方向性を示すものとして、「仙台市人材育成基本方針」（以下、「方針」という。）を平成 10 年 2 月に策定した。
- ・その後の社会環境の変化や東日本大震災の経験などを踏まえ、平成 24 年 3 月に改定を行った。

2 今回改定の趣旨

- ・前回改定後の少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、情報技術の急速な発展等の社会経済情勢の変化に加え、新型コロナウイルス感染症等の危機的事象への対応なども踏まえた人材育成の取組が必要となっている。
- ・また、次期総合計画の検討においては、新たなまちづくりの理念のもと、目指す都市の姿の実現に向け、多様な交流が生まれる仙台の強みを最大限に生かし、協働を重ねながらチャレンジを続けていくこととしており、職員の一層の資質向上を求められている。
- ・これらの本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の課題に的確に対応し、新たな時代を見据えた人材育成を進めるため、方針の改定を行うもの。
- ・目指す職員像を、「誇りを胸に仕事に取り組む職員」「多様な主体と協働する職員」「新しいことにも果敢に挑戦する職員」「互いの価値観を尊重して共に成長する職員」と設定し、総合的・計画的な人材育成の取組を検討する。

3 方針の位置づけ等

- ・方針の取組期間は、次期総合計画の目標年次に合わせ、令和 3 年度から 12 年度までの 10 年間とする。
- ・中期的に実施する具体的な施策は、「人材育成推進計画（以下、「推進計画」という。）」として 3～4 年間ごとに策定し、進捗管理を行う。
- ・推進計画は、「仙台市役所経営プラン」や「仙台市コンプライアンス推進計画」、「子育て推進・女性活躍推進プラン」等、庁内の各種計画と整合を図る。

4 検討の状況

- ・今年度、市長を本部長とする全局・区長による人材育成推進本部を設置し検討作業を進めており、令和 3 年 3 月の方針及び推進計画の策定を予定している。